## 第3章 臨時免許状の取得方法

### 1 臨時免許状の取得方法

授	与	要	件	臨時免許状の種類	有効期間	申請書類の提出期限
次の要 こと。	件を満たし、扌	数育職員検定に	合格する	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		採用予定日の15日前 までに申請書類を提
1 普	通免許状を有っ	よる者を採用す かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゃく しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゃく しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃく しゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく	ることが	別支援学校助教諭免許状、養護助	において3年間	出すること。
でき	ないこと。			教諭免許状、特別支援学校自立教	有効	
2 免	許法第5条第	1 項各号の欠格	事由に該	科助教諭免許状		
当し	ないこと。					

## 2 申請書類の経由及び提出先

学	校	区	分	申請者		提出先		
道	立.	学	校	申請者		学校長(副申書作成)	<del>&gt;</del> 道	教 委
市!		立 学 負担)	芒 校	申請者	学校長	→ 市町村教育委員会教育長 → 教育局長(副申書作成) - (札幌市を除く。)	<del>&gt;</del> 道	教委
		立 学 単費負		申請者	学校長-	→ 市町村教育委員会教育長 (副申書作成)	<del>)</del> 道	教 委
札	幌 市	立学	产 校	申請者	学校長-	→ 札幌市教育委員会教育長 (副申書作成)	<del>&gt;</del> 道	教 委
私	立.	学	校	申請者	学校長	→ 学校法人の理事長(副申書作成)	<b>→</b> 道	教 委
大学	附置の	の国立	学校	申請者	学校長	→ 大学の長(副申書作成)	→ 道	教 委

#### 3 申請書類

- (1) 新たに申請する場合
  - 申請書類及び申請様式は、「6 臨時免許状の申請書類」を参照し作成すること。
- (2) 有効期間満了に伴う更新の場合
  - (1) に掲げる書類及び臨時免許状の原本(免許状の紛失等により提出できない場合は、紛失理由書(様式任意))を添付すること。

### 4 副申書作成上の注意事項

経由機関が作成する副申書(別記第17号様式)は、次の事項に注意すること。

- (1) 副申書の5「普通免許状を有する者を採用できない事情」
  - ア 採用が必要となった事情 (職員の退職、傷病等)
  - イ 普通免許状の所有者を得るためにとった具体的な措置
  - ウ 有効期間満了に伴う更新の場合は、最初の採用以降に普通免許状所有者を得るためにとった具体的な措置及び状況の 変化等
- (2) 副申書の6「申請者の採用についての意見」の記載方法
  - ア 当該免許教科の技能を有し、教育職員として適切である旨の理由(有効期間満了に伴う更新の場合を除く。)
  - イ 普通免許状を取得するために単位を修得中である者については、在籍する大学名、科目別修得単位数、科目別修得済 単位数及び単位修得完了予定時期
  - ウ 採用予定日以降に、普通免許状の取得に必要な単位の修得を予定している者については、在籍予定の大学、科目修得 済単位数及び単位修得完了予定時期
  - エ 他に適任者が得られない理由

- 5 臨時免許状の種類と取得方法の区分
- 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び養護助教諭免許状
  - ア 免許法第5条第6項の規定による申請の場合
  - イ 免許法18条の規定による申請の場合(外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校の卒業もしくは修了者)

3年入1871日4011人40日11日7									
申請書類	区分 1	区分 2							
所要資格臨時免許状の種類・教科	免許法第5条第6項	免許法第18条							
幼稚園助教諭免許状	○必要とする学力を有すること。	<ul><li>○外国において授与された教育職員免許状を有すること、</li></ul>							
小学校助教諭免許状	○技術を必要とする教科にあ っては、当該技術を有するこ	又は外国の学校を卒業若しく							
国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業中学校 (職業指導及び職業実習(農業、工助教諭 業、商業、水産及び商船のうちいずれか1以上の実習とする。以下同じ。)を含む。)、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語等)、宗教	と。	○学力・技術については区分 1と同じ。							
国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、高等学校 保健、看護、看護実習、家庭、家庭 財教諭 実習、情報、情報実習、農業、農業 免許状 実習、工業、工業実習、商業、商業 実習、水産、水産実習、福祉、福祉 実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス 語等)、宗教									
特別支援学校助教諭免許状									
養護助教諭免許状									

※それぞれの区分の申請書類については、133ページを参照すること。

## (2) 特別支援学校の自立教科を担任する免許状

免許法第17条第1項の規定による申請の場合(視覚障害者及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部で自立教科を担任する者)

	申請書類	区分3 注1	注1 申請書類については、133ペ ージを参照すること。
臨時免許状の種	所要資格	免許法第17条第1項 (免許法施行規則第65条)	注2 視覚障害者である生徒に対 する教育を行う高等部で、自
	理 療 注2	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許 及びきゅう師免許を有すること。	立教科を担任する免許状 ・注3 聴覚障害者である生徒に対
	理学療法	理学療法士免許を有すること。	する教育を行う高等部で、自 立教科を担任する免許状
特別支援学校	音 楽	視覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の高等部の音楽専攻科を卒業し ていること。	
自 立 教 科助教諭免許状	理 容注3	次の①又は②による。 ① 理容師免許又は美容師免許を有し、聴 覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校高等部の理容科の専攻科を 卒業していること。 ② 理容師免許又は美容師免許を有し、4 年以上理容に関する実地の経験を有する こと。	
	特殊技芸(美術) 特殊技芸(工芸) 特殊技芸(被服) 注3	次の①又は②による。 ① 免許教科の種類に応じ、それぞれ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の相当課程の専攻科において、2年以上の課程を修了していること。 ② 免許教科の種類に応じ、10年以上の実地の経験を有すること。	

- 132 - H28.7

# 6 臨時免許状の申請書類

※申請書類のうち、○は必ず提出、△は必要に応じて提出する書類

			書類のりち、(	)は必ず提出、	△は必要に応じて提出する書類
		申 請 に	必要	な書類	
	申請書類の区分	区分1	区分2	区分3	注1 128ページの「4 申請
					書類作成上の注意事項」も
		免許法第5条	免許法	特別支援学校	参照のうえ、整備すること
申請	書類 注 1	第6項	第18条	自立教科	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1 113					注2 その他必要な学力又は技
手	数料(北海道収入証紙)	3,400 円	3,400 円	3,400 円	術を有する旨の証明書
A	教育職員検定及び教育職員免許状授		3, 100   1	0, 100   1	(1) 資格を有することの証明
	与申請書	0	0	0	・関係する免許状等
	(施行細則別記第2号様式)		O		(正本を提出できないため、
В	学校の卒業又は修了証明書	0	0		写しを提出する場合は、余白
С	学業成績証明書	0	0		に申請者の原本証明を行うこ
D	子来				と。)
	旨の証明書 注 2	0	0		
-					(2) 経験を有することの証明
Е	人物に関する証明書(施行細則別記	0	0	0	・実務に関する証明書
F	第3号様式)				(施行規則別記第3の2号様
F	身体に関する証明書(施行細則別記	$\circ$	0	0	式)
	第4号様式)				(3) 大学等で当該教科に関する
G	履歴書(施行細則別記第5号様式)	0	0	0	内容を履修していることの証
Н	臨時免許状の原本(更新の場合)	Δ	Δ	Δ	明
I	あん摩マッサージ指圧師免許、はり				・単位修得証明書等
	師免許及びきゅう師免許を有する旨 			$\triangle$	
	の証明書				注3 日本国籍を有しない者に
J	理学療法士免許を有する旨の証明書			Δ	限る。
K	視覚障害者である生徒に対する教育				
	を行う特別支援学校高等部の音楽専			$\triangle$	注4 副申書の作成者
	攻科の卒業証明書				(1) 道立学校で採用予定
L	理容師免許又は美容師免許を有する			$\triangle$	→校長
	旨の証明書				(2) 市町村立小・中・義務教
	聴覚障害者である生徒に対する教育				育学校(札幌市を除く。)
	を行う特別支援学校高等部の理容科			$\triangle$	で採用予定の道費負担職員
	の専攻科の卒業証明書又は4年以上				→当該市町村を管轄する教
	理容に関する実地の経験を有する旨				育局長
	の証明書				(3) 市町村立学校(札幌市を
M	聴覚障害者である生徒に対する教育				除く。)において、市町村
	を行う特別支援学校高等部の相当課				単費で採用予定の職員
	程の専攻科における2年以上の課程			Δ	→市町村教育委員会教育長
	の修了証明書又は10年以上実地の経				(4) 札幌市立学校で採用予定
	験を有する旨の証明書				→札幌市教育委員会教育長
N	在留カードの写し(両面)又は	Δ	Δ	Δ	(5) 私立学校で採用予定
	特別永住者証明書の写し(両面)				→学校法人の理事長
	注3				(6) 大学附置の国立学校で採
О	収入証紙貼付用紙	Δ	Δ	Δ	用予定
	(収- 様式1)		$\triangle$	$\triangle$	→大学の学長
Р	副申書(経由機関において作成)				
	(施行細則別記第17号様式)	$\circ$	0	0	注5 証明書に記載された氏名
	注 4				及び本籍地(都道府県名)
Q	戸籍抄本 注 5				が現在のものと異なる場合
1		$\triangle$	Δ	$\triangle$	は、戸籍抄本を提出するこ
1					٤.
				i .	l .

## ○ 臨時免許状の授与について

別途改正予定

平成19年5月25日教職第179号 各教育局長、各道立学校長、各市町村教育 委員会教育長(各市町村立学校長)、北海 道教育大学長(各附属学校長)、各私立学 校長あて 北海道教育委員会教育長通知

(最終改正:平成21年4月1日)

教育職員の臨時免許状の授与については、教育職員免許法施行細則及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する教育委員会規則(平成19年北海道教育委員会規則第6号)の施行に伴い、特別支援学校の教員の臨時免許状に特別支援教育領域を追加する場合の取扱いを加え、次のとおり取り扱うこととしますので、事務処理に誤りのないようにしてください。

なお、平成12年10月30日付け教職第191号「臨時免許状の授与について」当職通知は廃止します。

記

#### 1 授与等要件

臨時免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第 147号。以下「法」という。)第5条第6項の規定により、次の要件を満たす場合に授与すること。

- (1) 普通免許状を有する者を採用することができないこと。
- (2) 申請する者が、同条第1項各号の欠格事由に該当しないこと。

なお、法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の臨時免許状に特別支援教育領域を追加する場合も同様とする。

#### 2 申請書類

教育職員免許法施行細則(昭和37年北海道教育委員会規則第4号。以下「施行細則」という。)又は教育職員 免許法施行法施行細則(昭和37年北海道教育委員会規則第5号。以下「施行法施行細則」という。)の規定によ り、次の書類を提出すること(別表参照)。

- (1) 新たに授与の申請をする場合
  - ア 法第5条第6項の規定による申請の場合

施行細則第9条に規定する書類

イ 法第4条の2第2項の規定による申請の場合(教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第65 条で定める特別支援学校の高等部で特定の教科を担任する者)

施行細則第38条に規定する書類

ウ 法第18条第1項の規定による申請の場合(外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業若しくは修了した者)

施行細則第39条第3項に規定する書類

- エ 教育職員免許法施行法 (昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。) 第1条第3項の規定による申請の場合 (施行法施行細則第1条第1号の規定において総称する旧令により授与された教員免許状を有する者) 施行法施行細則第1条に規定する書類
- オ 施行法第2条第1項の表の各号の規定による申請の場合(学校教育法(昭和22年法律第26号)施行前の学 校制度による学校の卒業者等)

施行法施行細則第5条に規定する書類

- (2) 特別支援学校の教員の臨時免許状に特別支援教育領域の追加を申請する場合
  - ア 法第5条の2第3項の規定による追加の場合 施行細則第9条の2第3項に規定する書類
  - イ 法第18条第2項の規定による追加の場合

施行細則第39条第4項に規定する書類

#### 3 提出期限

申請書類は、原則として採用予定日の15日前までに提出すること。

#### 4 申請書類の経由及び副申書

### (1) 申請書類の経由

申請書類を、次の表の経由機関が受理したときは、その内容を確認し、副申書(施行細則別記第24号様式)を添えて、速やかに当職あて進達すること。

学 校 区 分	経	由	機	関	名
道立及び私立の学校	当	該	学	校	長
市町村立学校	当該市	町村の「	区域を管	轄する	教育局

#### (2) 副申書作成における留意事項

ア 副申書の5「普通免許状を有する者を採用できない事情」は、次の内容を記入すること。

- (ア) 採用が必要となった事情(職員の退職、傷病等)
- (イ) 普通免許状の所有者を得るためにとった具体的な措置
- イ 副申書の6「申請者の採用についての意見」は、次の内容を記入すること。
  - (ア) 当該免許教科の技能を有し、教育職員として適切である旨の理由
  - (イ) 普通免許状を取得するために単位を修得中である者については、在籍する大学名、科目別修得済単位数 及び単位修得完了予定時期
  - (ウ) 採用予定日以降に、普通免許状の取得に必要な単位の修得を予定している者については、在籍予定の大学名及び単位修得完了予定時期
  - (エ) 他に適任者が得られない理由

#### 5 その他

- (1) 法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の臨時免許状に特別支援教育領域の追加をする場合の免許状の有効期間は、当該臨時免許状が最初に授与されたときから3年のままであるので留意すること。
- (2) 法第3条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、又は雇用した場合は、法第22条の規定により罰則が適用されるので、臨時免許状が必要な場合は、申請の遅れや漏れがないよう留意すること。

## 副 申 書

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

## 職氏名

次のとおり、臨時免許状授与又は臨時免許状の特別支援教育領域の追加のための教育職員検定の申 出について副申します。

- 1 申請者の氏名
- 2 採用予定学校名
- 3 採用しようとする職名
- 4 採用予定年月日
- 5 普通免許状を有する者を採用できない事情

6 申請者の採用についての意見